

琵琶湖河川事務所管内における無人航空機の飛行について

琵琶湖河川事務所の管理する瀬田川、野洲川（民有地、自治体等管理の河川公園等を除く。）においては、ドローン、ラジコン飛行機・回転翼機等の無人航空機（UAV）の飛行は、航空法による許可または承認の有無にかかわらず、**他の河川管理者や周辺住民の方々に危険・迷惑が及ぶ可能性がある行為、また、河川の施設・環境・水質を損なうおそれがある行為として、やめていただくよう強くお願いしています。**

河川は、本来自由に利用できる空間ですが、落下等による他の河川利用者に対する危険、近隣民家への騒音被害、また、河川の施設・環境・水質への影響を防止する観点から、原則、やめていただくようお願いしています。

なお、次の事由の飛行をお考えの場合は、飛行想定場所の河川を管理する出張所までご相談ください。

- ・野洲川において、個人の趣味で利用する場合に、いわゆるマルチコプターであって、滑走路を必要とせず野洲川出張所長が定めた場所における飛行であり、他の河川利用者に対する接触・衝突事故防止の具体的対策を講じる等一定の条件を満たしている場合
- ・瀬田川、野洲川において、河川に関する公共性（測量・点検・学術の調査等）等の事業を目的として UAV を使用する必要がある場合に、他の河川利用者に対する接触・衝突事故防止の具体的対策を講じる等一定の条件を満たしている場合

河川区域内にある民有地（野洲川のみ）、自治体管理の河川公園等における取扱いについてはその所有者、管理者に、琵琶湖河川事務所の管理区域外での取扱いについては各管理者にご確認ください。

琵琶湖河川事務所管理区間

